

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人日本赤十字学園日本赤十字広島看護大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

本学の建学の精神・理念は、赤十字の理想とする人道的任務の達成です。

ここで掲げる「人道」とは、赤十字の七つの基本原則に謳う、人間の命と健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めることです。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

本学が育成しようとする人材像は、国内外で活躍できる実践力をもった有能な看護専門職です。

その実現に向け、豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、学問的基盤に立ち、生命（いのち）の尊厳と人類の叡智を基調とした真のヒューマンケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマンケアリングの実践、教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく教育目的及び研究目的は、次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的

赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とします。

② 看護学部教育目的及び研究目的

大学の教育目的及び研究目的を受け、学士課程においては、グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤を涵養し、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングに基づく看護を实践できる人材の育成を目指します。

③ 看護学研究科の教育目的及び研究目的

大学の教育目的及び研究目的を受け、大学院修士課程においては、グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤をより深化・発展させ、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングの真の意味と価値を学修することにより、知的複眼思考と論理的思考を備えた、看護学の教育、研究ができる質の高い教育・研究者、また、発展的に高度な看護を実践できる優れた人材の育成を目指します。

学園が設置する5看護大学共同で編成する大学院後期3年博士課程においては、赤十字の理念である「人道 (humanity)」の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現することを共通の理念とし、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材の育成を目指します。

(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した管理運営を行うために、学校法人の策定する中期計画と認証評価を踏まえて、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、5年単位の中期計画を策定します。
- ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会が管理把握できるよう適切に報告を行うとともに、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、経営陣全体や経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期計画に盛り込む事項
 - I 学園の理念・目的とビジョン
 - II 内部質保証・組織体制
 - III 教育課程・学修成果等
 - IV 教育研究等環境整備
 - V 社会連携・社会貢献
 - VI 管理運営・財務
- ⑦ 中期計画を基に毎年度、年度事業計画を策定し、PDCA サイクルにより着実に取組を進めます。

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、教職員、学生の保証人、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

私立大学は、社会から、教育研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2－1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が学部長等を置くなど、各々担当業務を分担させ、管理する体制とします。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は、十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないように、損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2－2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、副理事長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2－3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事を選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、監事は、学校法人の理事、評議員、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。
- ② 監事は、2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人日本赤十字学園監事監査基準等（以下「監査基準等」という。）を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監査基準等に基づき、監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成のうえ、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、研修機会の提供に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としします。
 - ア 学校法人の職員のうちから評議員会において選任した者5～6人、及び法人本部事務局長
 - イ 学校法人の設置する学校又は日本赤十字社の看護師養成施設を卒業した者で年齢

25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5～7 人

ただし、学校法人の設置する学校を卒業した者を 2 人以上とする。

ウ 理事会において指定する日本赤十字社の役職にある者 5～6 人

エ 学識経験者及び学校法人に功労のある者のうちから、理事会において選任した者 5～7 人

- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員へのサポート

学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（以下「看護大学規程」という。）第 8 条第 1 項に基づき、「理事会の同意を得て理事長が行う」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3－1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、日本赤十字広島看護大学学則第 1 条及び日本赤十字広島看護大学大学院学則第 1 条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮して、大学の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

③ 学長は、所属職員が学長の方針、中期計画、毎年度事業計画、学校法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学部長・研究科長の役割）

学部長及び研究科長の役割（職務）については、看護大学規程第 9 条第 3 項において「学部長及び研究科長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて学部及び研究科の業務を掌理する」としています。

3－2 経営会議

看護大学規程第 12 条第 1 項において「大学に、経営に関する重要事項を審議するため経営会議を置く」としています。また、経営会議の運営等については、日本赤十字広島看護大学経営会議運営規程に定めています。

3－3 教授会・研究科委員会

(1) 教授会・研究科委員会の役割（学長と教授会・研究科委員会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために、教授会及び研究科委員会を設置しています。審議する事項については、日本赤十字広島看護大学組織分掌規程、日本赤十字広島看護大学教授会運営規程及び日本赤十字広島看護大学研究科委員会・研究科教員会

議運営規程に定めています。ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。また、このことは、研究科委員会においても同様です。

第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育研究を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保証人、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4－1 学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部等の３つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果の獲得と希望する進路の実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4－2 教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中期計画及び毎年度事業計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常務理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務を明確化し、取組みを推進します。

イ 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育研究活動に係る PDCA の経過と結果を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長の下に FD・SD 推進組織を整備し、FD マップと毎年度事業計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ 学長の下に FD・SD 推進組織を整備し、SD マップと毎年度事業計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、毎年度事業計画に基づき業務研修を行います。

4－3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、加えて看護学分野別の認証評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検・評価の結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果と外部の評価を踏まえ、必要な改善・改革を実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育研究活動の多様な成果を社会に還元します。

② 保健・医療・介護・福祉の関係機関及び地方公共団体との組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めます。

③ 就業中の看護職をはじめ社会人を広く受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を地域社会に提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4－4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事 (ハラスメント、公的研究費不正使用等)

ウ 感染症のパンデミック

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育研究活動と業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に対し、質が高く専門性を備えた重要な人材を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、営利企業のような「投資家・株主への説明責任」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開

(1) 法令上の情報公開

公表すべき事項は、学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育研究活動等の状況に関する情報

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為

- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
 - 1) 法人の概要
 - 2) 事業の概要
 - 3) 財務の概要
 - 4) 各大学・短期大学の動向

（２）自主的な情報公開

法令上公開が定められていない情報についても、次に例示するような事項の情報について、自らの判断により積極的に公開します。

- ① 教育研究活動等の状況に関する情報
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携など他の機関・団体等との連携
 - エ ガバナンス・コードの点検結果
- ② 学校法人に関する情報
 - ア 中期計画

（３）情報公開の工夫等

- ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、学校法人本部に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開にあたっては、情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報資料、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 情報公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。